

委員長からのご提案

1 条例名称について

「本市の原則」は承知・理解をしております（建基法施行条例としての「建築基準条例」等）。しかしながら、今次の新条例は、国の個別法を横須賀市の担当所管部局で実施する条例でなく、全市民（市外市民を含む）を対象とし、全市民が権利主体として位置付けられており、在来の施行条例の原則（枠）を超えるものである。

したがって、新条例の名称は従来の本市の個人情報保護法制の運用実績を踏まえても、回答の選択肢からは、3.「横須賀市個人情報の保護に関する条例」が望ましいと考えます。

2 条例への前文規定について

デジタル政府構想（本市）という新しい波・時代の故に、「新条例」を制定する意義があると考えます（これが今次の本市の改正意図でもあります）。「制定の理念・思い」はなくなっておりません。市民はデジタル社会への期待と不安を有していると考えます。「誤解」はしないと考えます。国法のいう「個人情報の利活用」部分に関しては、市内部でも実施についての意識形成が「未だしも」の感があります。条例はそもそも、行政・市民への双面的効果を発揮すべきものです。その意味では、庁内職員への啓発的效果も期待し、前文を設けることが妥当と考えます。

《条例前文案》

本市は、個人情報の保護が住民の福祉にとって重要であることにかんがみ、先の個人情報保護条例の制定をもってこんにちまで三〇年間その実績を重ねてきた。他方で、社会における情報流通の急激なデジタル化と、個人の保護と尊重に留意しつつ社会インフラとしての住民データの利活用も、社会基盤を持続かつ発展可能なものとして維持するためには必須である。今次、デジタルガバメント（電子自治体）構想の下、これらを調和あるかたちで展開するため、個人情報保護法の拡充の下あらたな実施条例を制定するものである。